処　　分　　基　　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１１条第２項
処 分 の 概 要	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）	福井県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第５条第５項（許可の基準）、第１１条第２項
処　分　基　準	法第５条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考	